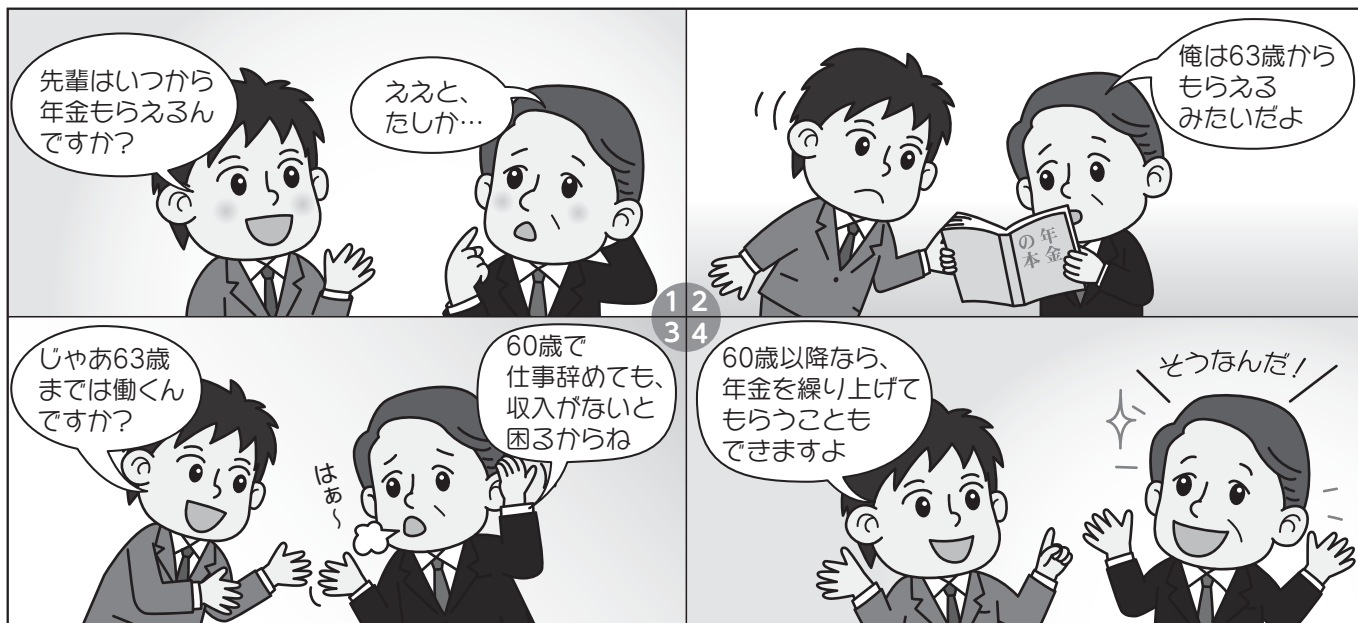


# 公的年金制度のしくみ⑧ ～ 老齢厚生年金の繰上げ請求について～



老齢厚生年金は、60歳以降特例支給開始年齢より早く年金を受け取ることはできますが、一定の割合で減額される等、注意点を考慮して請求する必要があります。

## 繰上げ請求の注意点

- 公務員として在職中(退職後に公務員として再任用の場合を含む。)に繰上げ請求を行うと老齢厚生年金等は在職停止により全額または一部停止になってしまうため、退職後に繰上げ請求を行ってください。
- 特例支給開始年齢から1カ月繰上げるごとに0.5%の減額率が入ります。この減額率は生涯変わらず、また一度繰上げ請求を行うと、取消・変更はできません。
- 老齢厚生年金等の繰上げ請求を行うと、同時に65歳からの老齢基礎年金の繰上げも行われます。

## 【老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

生年月日 ( )内は特定消防組員	特例支給 開始年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
— (S34.4.2～S36.4.1)	繰上げしない場合の 開始年齢	61歳	6%	—	—	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
S30.4.2～S32.4.1 (S36.4.2～S38.4.1)	62歳	61歳	12%	6%	—	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
S32.4.2～S34.4.1 (S38.4.2～S40.4.1)	63歳	61歳	18%	12%	6%	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
S34.4.2～S36.4.1 (S40.4.2～S42.4.1)	64歳	61歳	24%	18%	12%	6%	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
分岐点(※)		77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	

※分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

## 表中の割合 について

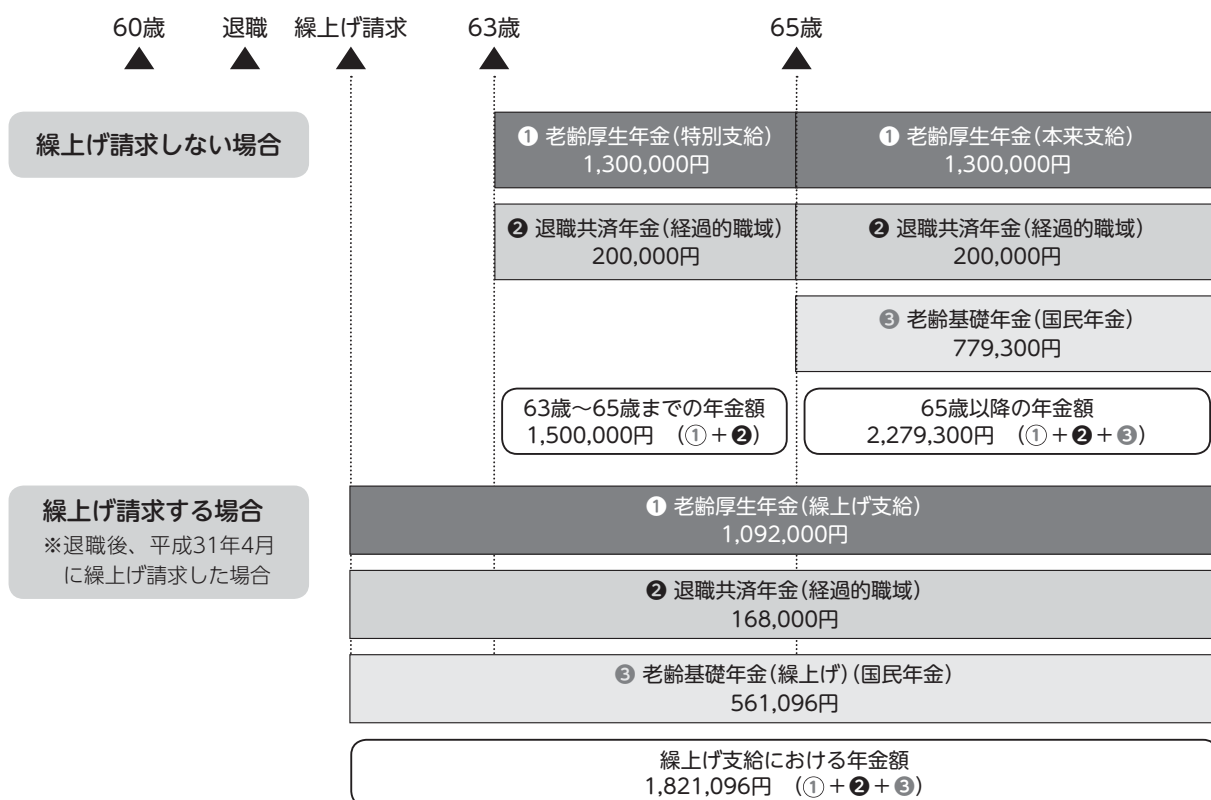
各欄内の記載については、上段については老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の繰上げ開始年齢ごとの減額の割合、下段については老齢基礎年金の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合を記載しています。

## 【繰上げ請求後の年金額の計算式】

- 繰上げ支給の老齢厚生年金または退職共済年金(経過的加算額)  
老齢厚生年金または退職共済年金(経過的職域加算額) × (1 - 0.5% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)
- 繰上げ支給の老齢基礎年金  
老齢基礎年金 × (1 - 0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

年金太郎さん(昭和33年12月30日生まれ)、平成31年3月31日定年退職、一般組合員  
[年金額] 老齢厚生年金1,300,000円 退職共済年金(経過的加算) 200,000円 老齢基礎年金779,300円

繰上げ請求のモデルケース



この場合、繰上げ支給の老齢厚生年金等は、特例支給開始年齢の63歳から32カ月繰上げているので、0.5% × 32カ月 = 16%の減額率となります。また、老齢基礎年金は本来の支給開始年齢の65歳から56カ月繰上げているので、0.5% × 56カ月 = 28%の減額率となります。

繰上げ請求は、請求者本人の事情(再就職の有無、退職後の収入、健康状態等)を考慮して判断することが大切です。ご不明な点や、具体的な請求方法については、本組合までお問い合わせください。

## 年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成29年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)  
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307